

福岡地区水道企業団共同企業体事務取扱要領

平成8年10月15日決裁

(趣旨)

第1条 福岡地区水道企業団工事を建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に発注する場合の事務取扱については、別に定めのある場合を除くほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領での共同企業体は、特定の工事の施工を目的としてそのつど結成される共同企業体をいう。

(採用方針)

第3条 共同企業体の採用は、大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより、その育成・振興を図ることを目的とする場合に行うこととし、工事の規模、性格等を勘案のうえ、そのつど採用の決定を行うものとする。
2 前項の規定により共同企業体を採用する対象工事は、原則として次の各号に掲げる規模のものとする。

(1) 一般土木工事（管工事Ⅱを含む）

予定金額が、5億円以上

(2) 建築工事

予定金額が、3億円以上

(3) 電気工事

予定金額が、2億円以上

(4) 管工事

予定金額が、2億円以上

(5) その他の工事

工事の規模等及び業者の施工能力を考慮し、共同企業体による施工が必要と認められる工事

(公募)

第4条 共同企業体を採用して競争入札を行うときは、構成員の数、構成員の要件及び出資比率（以下「共同企業体の要件」という。）を定め、当該入札に参加する者を公募するものとする。

2 前項の公募は福岡地区水道企業団の掲示板に共同企業体の要件を掲示することにより行うものとし、当該掲示の内容には共同企業体に発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）の概要、申請書の受付期間及び場所に関する事項を含むものとする。

(構成員の数)

第5条 構成員の数は、原則として2社ないし4社とし、発注工事ごとに定めるものとする。

(構成員の要件等)

第6条 すべての構成員が次の各号に掲げる要件（以下「構成員の要件」という。）に該当しなければならないものとする。

- (1) 発注工事に対応する工事種別に係る福岡地区水道企業団競争入札参加資格の認定を受けていること（必要に応じ、等級区分を付加する。）
- (2) 発注工事ごとに定める施工実績を有すること。
- (3) 発注工事ごとに定める資格を有する技術者を当該工事に配置できること。
- (4) 発注工事ごとに定める手持ち工事の状況、受注の状況又は本店等の要件を満たすこと。
- (5) 福岡地区水道企業団及び構成団体において指名停止の期間中でないこと。
- (6) 経営状況が著しく不健全であると認められないこと。
- (7) 発注工事を制限付一般競争入札に付する場合にあっては、制限付一般競争入札実施要領に定める公募要件を満たすこと。

2 構成員は、発注工事に係る2以上の共同企業体の構成員になることはできないものとする。

3 代表者たる構成員は、構成員の要件のほか、代表者の要件として付加された要件に該当しなければならないものとする。

(出資比率)

第7条 すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の100分の75以上でなければならないものとする。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大でなければならないものとする。

(結成方法)

第8条 共同企業体は、第6条に定める構成員の要件を満たす者の間で自主的に結成させるものとする。

2 第6条第1項第1号に掲げる要件を満たす者の名簿を第4条に規定する掲示の日から申請書の提出期限の日までの間、閲覧に供するものとする。

(申請書の提出)

第9条 発注工事に係る競争入札に参加を希望する者は、申請書及び共同企業体協定書の写しを所定の期限までに提出しなければならないものとし、申請書は構成員の連名とするものとする。

2 必要に応じ第6条第1項第2号及び第3号の要件を証する資料の提出を求めるものとする。

3 第1項の申請書の様式は、様式第1号とし、協定書のひな形は、別紙のとおりとする。

4 発注工事を制限付一般競争入札に付する場合にあっては、第1項の申請書の様式は、前項の規定にかかわらず、制限付一般競争入札実施要領に定める様式とするものとする。

(資格の認定)

第10条 申請書を提出した共同企業体ごとに、第5条から第7条の規定に基づき定める資格の有無について審査し、当該資格を有すると認められる者を発注工事に係る競争入札に参加することができる資格を有する者として認定するものとする。

2 前項の認定は、福岡地区水道企業団契約事務取扱要綱第4条に規定する入札参加者資格審査委員会の審議を経て行うものとする。

3 第1項の資格審査の結果は、申請書を提出した共同企業体に通知するものとし、当該通知は、競争入札参加資格確認通知をもって代えることができるものとする。

(指名)

第11条 発注工事を指名競争入札に付する場合にあつては、前条第1項の規定により資格を有する者として認定した共同企業体を、原則として全員発注工事の入札に指名するものとする。

2 発注工事に係る入札に指名する者の数については、福岡地区水道企業団指名基準を適用しないものとする。

(資格認定の取消し)

第12条 資格認定をした日から入札執行の日までの間において、資格認定を受けた共同企業体の構成員が指名停止の措置を受ける等構成員の要件に該当しなくなったときは、当該資格認定を取り消すものとする。

(結果通知等)

第13条 第10条第3項に規定する資格審査の結果通知は、代表者あてに行うものとする。

2 発注工事に係る図面、仕様書及び現場説明書に対する質問は、構成員の連名により行うものとする。

3 制限付一般競争入札の手続きにおいて共同企業体が提出する書面は、構成員の連名により行うものとし、共同企業体への通知、回答は代表者あてに行うものとする。

(入札及び契約)

第14条 入札は、構成員の連名により行うものとする。

2 契約書には構成員全員が記入押印するものとする。

3 契約書中に「〇〇建設株式会社外〇社は、別紙〇〇建設工事共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請け負う。」及び「発注者は、工事の監督、請負代金の支払い等の契約に基づく行為については、すべて代表者〇〇建設株式会社を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。」の旨、それぞれ特記するものとする。

(共同施工の確保)

第15条 共同企業体に対し、その運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出させるものとし、発注工事に係る仕様書にその旨記載するものとする。

(解散の時期)

第16条 発注工事に係る契約の相手方となった共同企業体は、当該契約の履行完了後3月を経過した後でなければ解散することができないものとする。

2 発注工事を請け負うことができなかった共同企業体は、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(準用)

第17条 この要領の規定は、設計等の業務を共同企業体に発注する場合に準用する。

附 則

この要領は、平成8年10月15日から施行し、同日以後入札の掲示を行う工事等について適用する。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行し、同日以降入札公告を行う工事請負契約について適用する。